笛吹市

プリンタ購入

仕様書

平成２７年５月

笛吹市

目次

第１章　共通事項 １

第２章　概要 ３

第３章　ハードウェア仕様 ４

別紙　　積算書

第１章　　共通事項

１－１．一般事項

１．適用範囲

本事業は仕様書、及び市の指示に準拠し実施する。

２．設計図書の優先順位

設計図書の優先順位は、契約時追加変更事項、設計図書の順位とする。

３．疑義

設計図書に明記のない場合、又は疑義を生じた場合は、市と協議を行う。又、設計図書に明記なくとも外見上、構造上当然必要と認められるものについては、市の指示に従わなければならない。但し４．設計変更とはならない。

４．設計変更

市の希望により設計変更を生じた場合は、原則として予め見積書を提出し、承認を得た上で変更作業を実施すること。尚、その場合の価格の増減は契約時の単価及び市の承認する数量にて行ない、経費などは、契約時の率で増減する。

５．官公庁その他への手続き

作業上必要な諸官公署その他への手続きは、請負者にて遅滞なく行う。それに必要な費用は、本事業に含む。

６．発生材の処理

発生材のうち、特記により引き渡しを要するものは指示された場所に整理の上、調書を添え市に引き渡す。又、納入物品の梱包材等の処理は受託業者の責任において、関係法令に従い適切に処理を行う。それに必要な費用は、本事業に含む。

７．後片付け

事業完成に際しては、当該事業に関連する部分の後片付け及び清掃を行なう。

１－２．実施工程書等

１．実施工程表

事業に先立ち実施工程表を作成し、市の承諾を受ける。実施工程表に変更の必要を生じ、その内容が重要な場合は変更実施工程表を速やかに作成し市の承諾を受ける。

１－３．作業報告書

１．作業報告書は、つぎの内容を記録し、作業ごとに市に提出するものとする。

（１）日時、天候、作業内容および場所

（２）作業の人員、職種および時間

（３）記事（作業上、記録し残しておくべき事項、その他）

（４）使用機器（主要なもの）

１－４．機器及び材料

１．機器及び材料

機器及び材料（以下「機材」という）はすべて新品として市の検査を受けて合格したものとする。又、「ＪＩＳ」及び「ＪＥＭ」「ＪＥＣ」の規格品と指定された機材はそれぞれに規格証明書を添付する。機器には、事業年度、事業名、品名、型式、納入年月日、納入業者、その他市の指示項目を明記した銘板を付けるものとする。

なお、銘板に粘着性のラベルを使う場合は、容易に剥がれることのないよう強粘着タイプを使用すること。

２．機材の搬入

機材の搬入場所は笛吹市内とし、搬入ごとに、その機材が設計図書に定められた条件に適合することを確認し必要に応じ証明となる資料を添えて文章にて速やかに市へ報告する。

３．機材の性能

仕様書全ての事項は最低仕様とみなし、数値等と同等もしくは、同等以上の性能等を有するものとする。また、機器はメーカの最新機種を納入するものとする。なお、型番指定の場合はその限りではない。

４．機材の検査

市の検査は、機材種別ごとに行なう。但し、軽易な機材については省略することがある。又、試験によらなければ設計図書に定められた条件に適合することを証明出来ない場合は、機材試験を行なう。

５．機材検査に伴う試験

試験方法は、ＪＩＳ、ＪＥＭ、ＪＥＣなどに定めのある場合は、それによる。試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに市に提出する。

１－５．提出書類

１．請負者は、契約後、速やかに次の図書を市に提出し、承諾を受けるものとする。

（１）機器性能仕様書

（２）購入機器一覧

（３）緊急連絡体制表

２．請負者は、機器導入に必要な関係官庁への申請書または届出図書が必要な場合、速やかに作成するものとする。

３．請負者は、つぎの図書を一括ファイルし、完成図書として市に提出するものとする。

（１）承諾を求めたすべての図書

（２）検査成績書

（３）取扱説明書

（４）その他市が必要と認める書類

１－６．設備特記

１．各機器は、保守点検が容易に行える構造のものであり、修理・交換等にあたり、人体に危険を及ぼさないよう配慮したものであること。

２．取り扱い上、特に注意を要する箇所については、その旨を表示すること。

１－７．ハードウェア保証

１．本事業の完成後１年以内に機材の不良もしくは、導入時の取扱い不備などによる事故等の不都合が生じた場合は、請負業者の負担で速やかに無償修理、交換を行うこと。

１－８．保守対応

１．県内にサービス拠点を持ち、確実なアフターサービスが行えること。

１－９．その他

１．請負者は申請が必要な商品については市と相談の上、申請作業を行うこと。

第２章　　概 要

２－１．事業の目的

ひとり一台パソコンで使用するプリンタの購入。

２－２．事業の概要

本事業にて導入する機器、製品は以下のとおりとする。

No	機器名称	数量
1	プリンタ	58
2	増設メモリ	58

２－３．納入期日

納入場所に搬入できる期間が決まっているので、事前に情報政策課と調整すること

第3章　ハードウェア仕様

No	設置機器	数量	仕様	
1	プリンタ	58	概要	MultiWriter 8450NW
			詳細	型番指定：PR-L8450NW（日本電気株式会社）
2	増設メモリ	58	概要	増設メモリ（512MB）
			詳細	型番指定：PR-L7600C-M3（日本電気株式会社）